

裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年裾野市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成8年3月7日 条例第4号 裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和49年裾野市条例第11号)の全部を改正する。 目次 第1章 総則(第1条―第11条) 第2章 一般廃棄物の減量及び処理(第12条―第19条) 第3章 手数料等(第20条―第22条) 第4章 雑則(第23条―第25条) 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 (定義)	○裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成8年3月7日 条例第4号 裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和49年裾野市条例第11号)の全部を改正する。 目次 第1章 総則(第1条―第11条) 第2章 一般廃棄物の減量及び処理(第12条―第19条) 第3章 手数料等(第20条―第22条) 第4章 雑則(第23条―第25条) 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について事前に評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について事前に評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理の

確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用推進その他の施策を通じて一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する住民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する住民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

4 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。

確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用推進その他の施策を通じて一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する住民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する住民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

4 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。

(空き地の管理)

第7条 空き地の占有者は、その占有する空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう、その周囲に囲いを設ける等適正な管理を行わなければならない。

- 2 前項に規定する空き地の占有者は、当該占有する空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

(飲料容器等の散乱防止)

第8条 容器入りの飲食料等の販売を行う事業者は、空き容器等の散乱を防止するため、購入者等が空き容器等を返却しようとする場合には、その回収に応ずるよう努めなければならない。

- 2 容器入り飲食料等の自動販売機の所有者又は管理者は、空き容器等を回収するための設備を当該自動販売機に隣接した場所に設置するよう努めなければならない。
- 3 市長は、空き容器等の散乱を防止するため、市長が指定する場所又は区域内において第1項に規定する事業者に対し、空き容器等の回収その他必要な措置を講ずることを要請することができる。
- 4 市長は、空き容器等の散乱を防止するため、市民の意識の啓発を図らなければならない。

(廃棄物減量等審議会)

第9条 一般廃棄物の減量及び処理に関する重要な事項を審議するため、裾野市廃棄物減量等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(空き地の管理)

第7条 空き地の占有者は、その占有する空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう、その周囲に囲いを設ける等適正な管理を行わなければならない。

- 2 前項に規定する空き地の占有者は、当該占有する空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

(飲料容器等の散乱防止)

第8条 容器入りの飲食料等の販売を行う事業者は、空き容器等の散乱を防止するため、購入者等が空き容器等を返却しようとする場合には、その回収に応ずるよう努めなければならない。

- 2 容器入り飲食料等の自動販売機の所有者又は管理者は、空き容器等を回収するための設備を当該自動販売機に隣接した場所に設置するよう努めなければならない。
- 3 市長は、空き容器等の散乱を防止するため、市長が指定する場所又は区域内において第1項に規定する事業者に対し、空き容器等の回収その他必要な措置を講ずることを要請することができる。
- 4 市長は、空き容器等の散乱を防止するため、市民の意識の啓発を図らなければならない。

(廃棄物減量等審議会)

第9条 一般廃棄物の減量及び処理に関する重要な事項を審議するため、裾野市廃棄物減量等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、裾野市廃棄物減量等審議会条例(平成8年裾野市条例第5号)で定める。

(ごみ減量推進協議会委員)

第10条 市長は、行政区から推薦された者及び一般廃棄物の適正な処理に熱意を有する者のうちから裾野市ごみ減量推進協議会委員(以下「ごみ減量委員」という。)を委嘱する。

2 ごみ減量委員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力及び地域の自主的な活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、ごみ減量委員について必要な事項は、別に定める。

(ごみステーションの管理)

第11条 市長は、ごみを収集する場所(以下「ごみステーション」という。)を指定することができる。

2 ごみステーションの指定は、当該ごみステーションが属する区又はごみステーションを利用する者が居住する区の区長の申請に基づき行うものとする。

3 ごみステーションの利用者は、市が定めるごみの分別収集区分、排出日時等に従って適正なごみの排出に努めなければならない。

4 ごみステーションの管理は、区の責任において行うものとし、当該ごみステーションの利用者は、指導管理者及びごみ減量委員等の指導に従わなければならない。

第2章 一般廃棄物の減量及び処理

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、裾野市廃棄物減量等審議会条例(平成8年裾野市条例第5号)で定める。

(ごみ減量推進協議会委員)

第10条 市長は、行政区から推薦された者及び一般廃棄物の適正な処理に熱意を有する者のうちから裾野市ごみ減量推進協議会委員(以下「ごみ減量委員」という。)を委嘱する。

2 ごみ減量委員は、一般廃棄物の減量のための市の施策への協力及び地域の自主的な活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、ごみ減量委員について必要な事項は、別に定める。

(ごみステーションの管理)

第11条 市長は、ごみを収集する場所(以下「ごみステーション」という。)を指定することができる。

2 ごみステーションの指定は、当該ごみステーションが属する区又はごみステーションを利用する者が居住する区の区長の申請に基づき行うものとする。

3 ごみステーションの利用者は、市が定めるごみの分別収集区分、排出日時等に従って適正なごみの排出に努めなければならない。

4 ごみステーションの管理は、区の責任において行うものとし、当該ごみステーションの利用者は、指導管理者及びごみ減量委員等の指導に従わなければならない。

第2章 一般廃棄物の減量及び処理

(一般廃棄物処理計画)

第12条 市は、法第6条第1項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき又は変更したときは、これを告示する。

(市による一般廃棄物の減量及び処理)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分(一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託)は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく基準に従って行うものとする。

3 市は、一般廃棄物の分別排出を住民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障を生じない範囲において、規則で定めるところにより一般廃棄物と併せて処理することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

(処理除外物)

(一般廃棄物処理計画)

第12条 市は、法第6条第1項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき又は変更したときは、これを告示する。

(市による一般廃棄物の減量及び処理)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分(一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託)は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく基準に従って行うものとする。

3 市は、一般廃棄物の分別排出を住民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障を生じない範囲において、規則で定めるところにより一般廃棄物と併せて処理することが必要であり、かつ、可能であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

(処理除外物)

第14条 次の各号に掲げるものは、市が行う処理の対象としない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物(医療機関から排出されたものを除く。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 何人も、市が行う一般廃棄物の収集に際して、前項各号に該当するものを排出してはならない。

3 市長は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする者に対し、廃棄物処理業者への委託その他必要な事項を指示することができる。

(事業者等による一般廃棄物の減量及び処理)

第15条 住民及び事業者並びに土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「事業者等」という。)は、その排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものはなるべく再生利用を図るなど、その減量に努めなければならない。

2 事業者等は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

3 事業者等は、その排出した一般廃棄物(一般廃棄物処理計画において市

第14条 次の各号に掲げるものは、市が行う処理の対象としない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 何人も、市が行う一般廃棄物の収集に際して、前項各号に該当するものを排出してはならない。

3 市長は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする者に対し、廃棄物処理業者への委託その他必要な事項を指示することができる。

(事業者等による一般廃棄物の減量及び処理)

第15条 住民及び事業者並びに土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「事業者等」という。)は、その排出した一般廃棄物のうち再生利用可能なものはなるべく再生利用を図るなど、その減量に努めなければならない。

2 事業者等は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

3 事業者等は、その排出した一般廃棄物(一般廃棄物処理計画において市

(市による委託を含む。以下本条で同じ。)以外の者が収集、運搬及び処分するものとして定めた一般廃棄物に限る。)を適正に自ら処理又は法第7条第1項の規定に基づく許可を受けた者(法第7条第1項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。)にその処理を委託しなければならない。

- 4 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び法第7条第1項に基づく許可を受けた者以外の者に処理を委託している者に対し改善のための必要な指示を行うことができる。

(事業者等の協力)

第16条 事業者等は、一般廃棄物減量のための市が講ずる施策に協力しなければならない。

- 2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別し、保管し、排出する等市の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第17条 事業者は、その事業活動に伴い排出する一般廃棄物について、第15条第3項の規定にかかわらず、市が行う収集、運搬及び処分によることができるものは、規則で定める。

(多量排出事業者に対する指示)

(市による委託を含む。以下本条で同じ。)以外の者が収集、運搬及び処分するものとして定めた一般廃棄物に限る。)を適正に自ら処理又は法第7条第1項の規定に基づく許可を受けた者(法第7条第1項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。)にその処理を委託しなければならない。

- 4 市長は、その排出する一般廃棄物の処理を適正に行っていない者及び法第7条第1項に基づく許可を受けた者以外の者に処理を委託している者に対し改善のための必要な指示を行うことができる。

(事業者等の協力)

第16条 事業者等は、一般廃棄物減量のための市が講ずる施策に協力しなければならない。

- 2 事業者等は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、自ら処分しない一般廃棄物を適正に分別し、保管し、排出する等市の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 3 市長は、一般廃棄物処理計画を達成するため、事業者等に対し、市の行う一般廃棄物の減量及び処理に関して協力すべき事項を指示することができる。

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第17条 事業者は、その事業活動に伴い排出する一般廃棄物について、第15条第3項の規定にかかわらず、市が行う収集、運搬及び処分によることができるものは、規則で定める。

(多量排出事業者に対する指示)

第18条 市長は、多量に一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者に対し当該事業者が排出する一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬し、又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(改善勧告)

第19条 市長は、第15条第4項、第16条第3項又は前条に規定する指示に従わない事業者に対し期限を定めて指示の内容を履行するように勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者にもその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第3章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料等)

第20条 市は、その処理を行う一般廃棄物の排出者から別表第1に定める手数料を徴収する。

2 市は、その処理を行う産業廃棄物の排出者から別表第2に定める費用を徴収する。

3 前2項に規定する手数料及び費用

第18条 市長は、多量に一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者に対し当該事業者が排出する一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬し、又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(改善勧告)

第19条 市長は、第15条第4項、第16条第3項又は前条に規定する指示に従わない事業者に対し期限を定めて指示の内容を履行するように勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者にもその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第3章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料等)

第20条 市は、その処理を行う一般廃棄物の排出者から別表第1に定める手数料を徴収する。

2 市は、その処理を行う産業廃棄物の排出者から別表第2に定める費用を徴収する。

3 別表3左欄に掲げるものについては、第1項の手数料及び第2項の費用に別表3右欄に掲げる手数料を加算した額を徴収する。

4 前3項に規定する手数料及び費用（以下「処理手数料等」という。）

の徴収方法については、規則で定める。

4 市長は、天災その他特別の理由があると認められるときは規則に定めるところにより第1項に規定する手数料又は第2項に規定する費用を減免することができる。

(許可証の交付)

第21条 市長は、法第7条第1項及び第6項の許可、法第7条第4項及び第7項の許可の更新並びに法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可を行ったときは、許可証を交付する。

(許可手数料)

第22条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 10,000円
- (2) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 10,000円
- (3) 法第7条第4項に規定する許可の更新を受けようとする者 10,000円
- (4) 法第7条第7項に規定する許可の更新を受けようとする者 10,000円

の徴収方法については、規則で定める。

5 市長は、天災その他特別の理由があると認められるときは規則に定めるところにより処理手数料等を減免することができる。

6 既納の処理手数料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(許可証の交付)

第21条 市長は、法第7条第1項及び第6項の許可、法第7条第4項及び第7項の許可の更新並びに法第7条の2第1項の事業の範囲の変更の許可を行ったときは、許可証を交付する。

(許可手数料)

第22条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 10,000円
- (2) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 10,000円
- (3) 法第7条第4項に規定する許可の更新を受けようとする者 10,000円
- (4) 法第7条第7項に規定する許可の更新を受けようとする者 10,000円

(5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 10,000円

(6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 10,000円

(7) 許可証の再交付を受けようとする者 1,000円

第4章 雑則

(報告の徴収)

第23条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第24条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第25条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

(5) 一般廃棄物収集運搬業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 10,000円

(6) 一般廃棄物処分業者で、法第7条の2第1項に規定する事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 10,000円

(7) 許可証の再交付を受けようとする者 1,000円

第4章 雑則

(報告の徴収)

第23条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第24条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第25条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項に定める手数料及び同条第2項に定める費用については、平成8年7月1日以後に処理する廃棄物に係る手数料又は費用から適用する。

附 則(平成26年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第20条関係)

種別	取扱区分	手数料
動物の死体	犬・猫の死体(自己搬入のみ受け入れ可)	1体につき <u>1,050円</u>
事業系一般廃棄物で、市が収集、	(1) 排出量が月量100kg以下のとき (2) 排出量が月量100kgを超え	月額 <u>1,050円</u> 月額 <u>1,050円</u> に100kgを

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項に定める手数料及び同条第2項に定める費用については、平成8年7月1日以後に処理する廃棄物に係る手数料又は費用から適用する。

附 則(平成26年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第3項に定める手数料並びに同条第2項に定める費用については、令和8年10月1日以後に処理する廃棄物に係る手数料又は費用から適用する。

別表第1(第20条関係)

種別	取扱区分	手数料
家庭系一般廃棄物である粗大ごみを市が収集、運搬、	1回につき100kgを限度とする。	1回につき <u>2,200円</u>

運搬、処分 する場合	るとき	超える重量10kgにつき110 円を加算した額
事業系一般 廃棄物で、 事業者が市 長の指定す る施設へ搬 入する場合	(1) 1回の排出量が100kg以下の とき (2) 1回の排出量が100kgを超え るとき	1回につき <u>1,050円</u> 1回につき <u>1,050円</u> に100 kgを超える重量10kgにつ き110円を加算した額

備考

- 1 事業系一般廃棄物と生活系一般廃棄物とが混合している廃棄物
は、事業系一般廃棄物として取り扱うものとする。

処分する場 合		
家庭系一般 廃棄物で、 市民が市長 の指定する 施設へ搬入 する場合	(1) 1回の排出量が30kg以下の とき (2) 1回の排出量が30kgを超え るとき	1回につき <u>330円</u> 1回につき <u>330円</u> に30kg を超える重量10kgにつき1 10円を加算した額
事業系一般 廃棄物で、 市が収集、 運搬、処分 する場合	(1) 排出量が月量100kg以下の とき (2) 排出量が月量100kgを超え るとき	月額 <u>1,100円</u> 月額 <u>1,100円</u> に100kgを 超える重量10kgにつき110 円を加算した額
事業系一般 廃棄物で、 事業者が市 長の指定す る施設へ搬 入する場合	(1) 1回の排出量が100kg以下の とき (2) 1回の排出量が100kgを超え るとき	1回につき <u>1,100円</u> 1回につき <u>1,100円</u> に100 kgを超える重量10kgにつ き110円を加算した額

備考

- 1 事業系一般廃棄物と生活系一般廃棄物とが混合している廃棄物
は、事業系一般廃棄物として取り扱うものとする。

2 重量に10kg未満の端数を生じたときは、その端数を10kgとして
手数料を算出するものとする。

別表第2(第20条関係)

産業廃棄物	1回の排出量が100kg以下のとき <u>1,050円</u>
	1回の排出量が100kgを超えるととき <u>1,050円</u> に100kgを超える重量10kgにつき110円を加算した額

備考 重量に10kg未満の端数を生じたときは、その端数を10kgとして
費用を算出するものとする。

2 重量に10kg未満の端数を生じたときは、その端数を10kgとして
手数料を算出するものとする。

別表第2(第20条関係)

産業廃棄物	1回の排出量が100kg以下のとき <u>1,100円</u>
	1回の排出量が100kgを超えるととき <u>1,100円</u> に100kgを超える重量10kgにつき110円を加算した額

備考 重量に10kg未満の端数を生じたときは、その端数を10kgとして
費用を算出するものとする。

別表第3(第20条関係)

品目	加算額
スプリングマットレス	3,850円
フロンガス使用製品	3,300円
マッサージチェア	550円
ソファ	550円
オルガン、エレクトーン	550円
その他困難な処理又は作業を要するもの	550円